

## 第5章

# 湾岸諸国における支配層の固定化と国家機構

### はじめに

湾岸諸国の大半が英國の湾岸支配過程において現在の国家成立の基礎を得た、ということは多くの研究者が指摘している。19世紀前半のカワーシム (Qawāsim) 部族に対する「海賊」討伐を理由にした攻撃、英國主導による湾岸諸首長間の恒久休戦協定の締結（1853年）は、湾岸部族のなかで英國の進出に対抗的な部族の勢力をそぎ、協力部族の支配的地位を固定する結果をもたらした。その過程を、ナキーブ (Khaldoun Hasan al-Naqeeb) は従来の湾岸諸部族における部族エリートの循環に終止符を打つ「(英國による) 保護協定締結相手の部族的指導性ないし支配の凍結」であった、と呼ぶ<sup>(1)</sup>。

ここで言う「凍結」とは、支配的一族ないし支配層の固定化であるが、イラクを含めた湾岸地域において部族エリートの支配権力確立に与えた英國の影響力の度合は3つに分けられると考えられる。それは(1)多少にかかわらず英國依存のもとで既存の支配的一族が政治的指導力の確保に成功した湾岸首長諸国、(2)英國の影響によらず特定の一族が一定の政治的指導力を掌握したサウディアラビア、(3)既存の支配層が不在で、英國支配下のもとで布置された支配一族による国家支配が確立されなかったイラク、とに分類できるだろう。

こうした湾岸諸勢力の対英依存度の強弱は、その後それぞれの湾岸諸国が

独立し国家機構を整備していく過程で見られるパターンの違いとの間に、強い因果関係を見ることができる。すなわち、英國依存のもとで支配的地位を確立した部族エリートは、主として國家機構の整備によって自らの支配権力を私的なものから公的なものへと早急に転化させていく必要に迫られ、他方対英依存の少ない指導者は、長くその伝統的統治パターンに固執し支配の制度化の必要性が希薄であった。また前者のパターンのなかには、急速な国家制度の布置が逆に脆弱な支配層に対する挑戦要因となる、というパターンも見られる。

本稿では、湾岸諸勢力を上記のように独立以前の対英関係に基づいて3分類し、それぞれのパターンにおける国家機構の制度化過程の比較を行う。湾岸諸国の国家の安定性を語る際には常にその「人工性」「脆弱性」が指摘されるが、ここではそれぞれの首長勢力の伝統的支配形態の本源的なりようを問題にするのではなく、それがいかなる形で国家制度によって補強されたか（あるいは変質させられたか）、を関心の中心としたい。

## 第1節 湾岸における英國進出と支配層の固定化

まず最初に、独立以前の湾岸諸勢力に対する英國の影響力の浸透度合を、上記の3分類に基づいて概観する。

第1の湾岸首長諸国においては、その支配層の英國への依存度合はそれぞれの首長一族によって異なっている。無論、支配一族に対する外敵からの庇護については、いずれの首長勢力も休戦協定以降明確な英國の軍事的支援を受け、さらに保護条約によって英國以外の外国の政治的・経済的影響力を排除することが可能になったわけだが、ここでは支配一族、さらには一族内の特定家系の政治的指導性確立、とくに首長位の継承問題に英國がいかに関与したか、を考える。すでに1820年的一般和平条約（バニ・ヤス [Bani Yas] 部族、カワーシム部族、バフレーンのハリーファ一族 [Al-Khalifa] など各首長参加）、53年の

恒久休戦協定（バニ・ヤス部族、カワーシム部族など参加）、61年バフレーンの対英和平協定（ハリーファ一族）などによって、英國は休戦海岸（上記休戦協定に参加した首長の勢力範囲を指す。現アラブ首長国連邦およびバフレーン、カタル）とその周辺における英國の利益擁護のために協定締結相手の行動を制約していた。その関与は基本的に海洋の安全保障目的に限定されていたとはいえ、部族間および部族内派閥抗争の激化が海洋安全保障にも多大な影響を与えるという点で、英國は締結相手の内政問題、とくに後継者選定において影響力を行使するようになった。英國の湾岸首長に対する監視は1873年以降ブシェールにおかれた英ポリティカル・レジデンシーとその下でバフレーン、クウェイト、シャルジャ（Sharja）、マスカトにおかれたポリティカル・エージェントによって行われていたが、こうした英國支配末端のポリティカル・エージェントがしばしば首長一族の内部対立抗争に調停と称して関わっていったのである。

英國が首長後継者問題に直接関与した事例としては、まず1869年のバフレーンにおけるハリーファ一族内の派閥対立のなかでのイーサ（‘Isā bin ‘Alī）首長就任が見られるが<sup>(2)</sup>、さらにこれらの支配的一族が英國との間に保護条約を締結することになると、繼承問題における英國への依存度はさらに高まる。1923年のイーサからハマド（Hamad bin ‘Isā）へのバフレーン首長交代劇は、英國のより一層のバフレーン内政干渉の現れであった<sup>(3)</sup>。また1916年に英國保護領となったカタルでは、その後首長後継問題に関連した一族内抗争の解決を英國に委ね、英國は35年のアブドゥッラー（‘Abd allā bin Qāsim）首長による息子ハマド（Hamad bin ‘Abd allā）の繼承者認定に関与したのち、一族内への干渉を強めた<sup>(4)</sup>。ドバイでも1929年、首長一族内でサイード（Sa‘id bin Maktūm）首長を退位させる計画があったが、英國ポリティカル・レジデンントが介入してこれを阻止した、という事例がある<sup>(5)</sup>。クウェイトの場合は保護条約以前に特別英國との条約によって制約を受けたことはない。その意味で対英依存はムバラク（Mubārak bin Ṣabāḥ）以前は強くなく、またサバーハー一族（Āl Ṣabāḥ）は比較的安定した後継パターンを確立していた。しかしムバラクの首長位奪取（1896年）が英國の支援を受けて実現した点、そ

して英國保護条約の締結によってクーデター後に続くアブドゥッラー('Abd allāh bin Ṣabāḥ) 前首長一族の反撃の機会を封じた点で、ムバラクの支配的地位の獲得に英國の役割が重要であった、といえよう。1899年の対クウェイト保護条約は、クウェイトにおける英國以外の外國に対する土地、財産の譲渡を禁じているが、その条項はムバラクのみならず彼の後継者にも適用されることとなっている。保護条約はオスマン政府の介入を阻止すると同時に、オスマン政府にムバラク・クーデターの不当性を訴えたサバーハ一族内の反ムバラク勢力の反論を封じたのである<sup>(6)</sup>。

しかし英國庇護下に入る過程で支配層が政治的に他の社会集団からの自律性を獲得する一方で、首長一族は経済的には従来どおり国内商人一族に依存していた。これは湾岸地方交易、とくに内陸交易において商人がその地方の有力者の庇護を得ることによって交易上の安全を確保し、かつ地方有力者は商活動の庇護の代償として徴税収入を得るという、伝統的な政治的支配者と商人一族の相互依存関係によるものであった。だが英國の進出による湾岸での圧倒的軍事力の出現（艦隊を背景にした湾岸交易秩序の維持）、湾岸長距離交易商人の英國交易における競争力の喪失（蒸気船交易の発達）といった新たな要素によって、こうした政治的指導者と商人勢力との関係も大きく変容していくといえよう。英國が湾岸首長一族を庇護する存在となった時点で、首長一族は商人勢力に与える庇護の大きさの面で他の政治集団を凌駕することになった。すなわち、首長一族と商人勢力の恩恵・庇護関係が固定されることによって、ナキープの言うところの「支配層の権威を制限する機能を持った『自然国家（natural state）』のシステム」が崩れることになったのである。また英國庇護下で英國の金銭的援助を受けることが可能となつたことで、首長一族は経済的な商人一族への依存をある程度軽減することができた<sup>(7)</sup>。

一方、第2のサウディアラビアの場合、サウード家が支配的地位を得たのは英國の影響力の外であった、という点で、第1のケースと決定的に異なっている。サウード一族の政治的指導力の源泉は、ムハンマド・アブドゥル＝ワッハーブ (Muhammad 'Abd al-Wahhāb) のイスラーム改革運動、いわゆる

ワッハーブ運動における政治的指導者としてサウード一族が位置づけられたことにある。ワッハーブとの同盟においてムハンマド・イブン・サウード (Muhammad ibn Sa'ūd) はすでに首長位とイマーム (imām) 位が自分自身のみならずその子孫に属するとの盟約を得た<sup>(8)</sup>。この点において、サウディアラビアにおけるサウード一族の指導的地位はすでに18世紀半ばに世襲制として確立されていたとみるべきであろう。無論その建国過程でサウード一族 (Āl-Sa'ūd) が英国の支援を得たことは事実であるが、それはむしろ外国勢力による指導的地位の追認という意味で理解できる。アブドゥル=アジーズ ('Abd al-'Aziz al-Sa'ūd) は1915年の対英条約によって英國にナジド (Najd) とハサ (al-Hasā') などにおけるサウード一族の独立的支配者としての地位を認めさせることに成功したが、その地位については今後の世襲的継承を確保したのみならず、祖先に遡っての承認となっている。しかしこうした世襲的地位は英國によってのみ認められたものではなく、対英条約に先んじて1914年にはオスマン帝国に対してもナジドのワーリー (wāli) としての世襲的地位を認めさせている<sup>(9)</sup>。こうしてみると、サウード一族の政治的指導力は英國の対アラビア半島利益関心によってある程度の変容を余儀なくされることはあるが<sup>(10)</sup>、第1の事例のような直接的関与は見られない。

最後にイラクでは、これを支配下に入れた英國は支配層の創設には寄与したが、それを固定化することはできなかった。それは英國が政治的指導者として設置したファイサル (Faysal bin Husayn) のハーシム王族 (Āl-Hāshim) がイラク地域において基盤を持たない全くの外来支配者であったことに最大の原因がある。無論英國によるイラク・ファイサル王政の布置については、英國アラブ局とファイサルとの関係とその「アラブ・ファサード (Arab Facade)」政策が最大の原因であることは疑いないが、その点についてはここでは触れない<sup>(11)</sup>。むしろここで問題にしたいのは、英國支配が始まった時点で、イラク地域においてはすでに第1、第2の事例に見られるような単一の政治的指導力を有する支配層が存在しなかったことである。それはイラク王国がバスラ、バグダード、モースルの3つのウィラーヤ (wilāya) によつ

て成立したという点でイラク地域全体を包括する形での支配層が存在しなかったということと、イラク地域内部にて複数存在した湾岸部族勢力と類似した地方自立集団が19世紀後半、オスマン末期の中央集権過程において崩壊過程にあった、という二重の意味での不在であった。英国が休戦海岸、クウェイト、ムハンマラ (Muhammara) などの湾岸首長勢力に対してとった、首長勢力の自立性を認めて庇護下にいれることによって英國の支配を浸透させる、という政策は、19世紀後半以降イラク地域に対してもある程度は適用されており、シャンマル (Shammar) 部族に対する英國の支援とその首長位の承認はそうした政策の一環であったものと思われる<sup>(12)</sup>。また1870年代にムンタフィク (Muntafiq) 部族連合のナースィル (Nāṣir al-Sādūn) 首長に接近しようとした英國の姿勢も報告されている<sup>(13)</sup>。

しかしこれらイラク地域の首長勢力が他の湾岸首長勢力と異なり、英國の完全なる庇護を受けるに至らなかった原因のひとつに、19世紀後半のオスマン帝国の中央集権化や土地・行政改革の影響を湾岸地域に比べてより直接的に被ったことが指摘できよう。オスマン末期の部族反乱鎮圧は軍事的に部族的自立集団の力をそぐものであったと同時に、新たに導入されたタブ制度は土地所有の形態を根本から変えることとなった。タブ (tapu, 用益權) の固定化とその売買による土地の有力者への集中は、とくにムンタフィクにおいて首長の単なる大土地所有者への転換をもたらし、そのことによって首長ないし部族長は部族集団の政治的・軍事的指導者の地位から大土地所有者の地位に下落することになった<sup>(14)</sup>。さらに部族内部でのタブ所有を巡る内部抗争の発生は、ムンタフィクの集団としての一体性を崩壊させていくこととなる。時期的なずれはあるものの、モースルのジャリール (Jalil) 一族などの地方の自立集団は概してオスマン統治の最期の段階までにはいずれもその自律性を喪失しており、英國の支配開始の時点ではこれらの既存の自立集団を母体とした支配層の確立が不可能だったのである。そのため、英國が王政を敷設した時点で、イラクにはバグダードなど大都市の名望家層、南部および北部の中小部族集団、シーア派聖地におけるムジッタヒド (mujtahid), 旧オスマ

ン官僚・軍人層などの諸社会集団がそれぞれに対立・拮抗しながら存在し、英國はそのいずれにも國家を任せられないと判断した。しかし英國が招き入れた外來王族は、これら諸社会集団に対して政治的優位を確立できるほどの力は持ち得なかった、といえよう。

## 第2節 湾岸諸国における国家統治装置のもつ意味

ところで、このような英國支配期における政治的支配層の固定化の度合いの相違は、その後これらの地域に敷設された国家における統治システムの違いを生み出した。冒頭にあげた分類に基づいてその相違点をまとめると、①英國庇護下で固定化された首長一族の支配権力を國家権力に置き換えることを目的として限定的に国家支配装置の布置が進められた湾岸首長国、②伝統的支配形態の継続を中心とした、非ワッハーブ派や新興勢力など伝統的支配関係の外にある諸勢力に対して国家支配装置の導入が行われたサウディアラビア、③英國支配下で創設された支配層を支えるために早急に整備された支配装置が逆に新たな支配層を生みだしていったイラク、となろう。つまり②のサウディアラビアでは、建国後もサウード一族が比較的長く伝統的な忠誠関係と指導者のカリスマ性による統治を維持し、支配層の権力を新たに制度化する必要がなかった。これに対して①、③の諸国では統治のうえで英國に依存してきたが、英國庇護からの脱却に際して支配装置の布置によって支配権力を制度化し、その維持を図る必要性があった。しかし③のイラクではこうして導入された支配装置のうち軍の肥大化を生み、合法的政治参加システムから漏れた新興勢力である軍の政治進出を招いた。

以上の類型に基づき、ここでは各国で導入された国家支配装置がいかにそれぞれの国で支配層の権力維持に有効であったか、あるいはそうでなかつたか、またそれぞれの支配層がいかにその支配を統治機構のなかで制度化していく必要にせまられたか、ということを見ていく。そしてその支配の制度化

において、ここでは次の4つの要素に着目したい。それは(1)憲法における王／首長権の規定、(2)議会を通じた対抗社会集団の制御、(3)支配層による行政機構の独占、(4)支配層による軍の利用と軍を基盤にした新興勢力の支配層に対する挑戦、という点である。

## 1. 憲 法

上記の国々のなかで、英国によって移植された王族を戴くイラクと、英国によって首長一族の他集団に対する優位性が固定化された湾岸首長国では、支配層はまずその支配の正当性を制度的に確立する必要があった。すなわちイラク王族、湾岸首長一族は世襲的継承権を引き続き維持するために憲法の制定によってそれを規定した。クウェイトではサバーハー一族のうちムバラクの子孫の首長位継承権が、カタルではサーニー一族 (*Āl-Thāni*) の首長位継承権が、パフレーンではハリーファー一族の首長位継承権がそれぞれの憲法(カタルは暫定憲法)で規定された<sup>15)</sup>。王政下のイラクにおいても、同様に王権の世襲的継承が憲法で規定された。

これに対してサウディアラビアにおいては、前述したとおりサウード一族の支配の正当性が独立以前にすでに確立されていた。その正当性の源泉はサウード一族のワッハーブ運動の宗教的・政治的指導者としての位置づけにあり、その意味では王族の法的地位を改めて確認する必要がなかったと考えられ、サウード王政は「イスラーム宗教共同体としてのワッハーブ王国にはシャリーア以外、憲法は不要である」という姿勢を堅持し続けている。しかしワッハーブ派の宗教改革運動の結実としてサウディアラビアを位置づける場合に問題となるのが、ヒジャーズ (*Hijāz*) 地方および東部ハサ地方のシーア派の非ワッハーブ社会の存在である。アブドゥル＝アジーズはヒジャーズ征服において、ヒジャーズ社会のワッハーブ化を求めるイフワーン (*ikhwān*) 势力の主張を退けて、ヒジャーズ社会に存在した市参事会 (*majlis idārī*)、非シャリーア裁判所、各種行政組織や世俗教育機関などの存続を認めた。また

ヒジャーズ副王に就任したファイサル (Fayṣal ibn 'Abd al-'Azīz) の統治を支えるために諸諮問機関が設置され、1926年にはヒジャーズ憲法が制定されて、ヒジャーズ王国は立憲王国と規定された。こうしたヒジャーズ社会に非ワッハーブ・システムを残した原因は、サウード王族が財政的にヒジャーズ社会、とくにそのメッカ、メディーナの巡礼収入とジェッダの国際交易収入に期待・依存したことにある。ヒジャーズ王国は1932年、ナジドと合邦して「サウディアラビア」と国名変更されたが、2王国の統合によってヒジャーズ憲法は効力を失ったものと見なされており、その名称変更の勅令で「統一国家において新憲法が制定される」との表明がなされたにもかかわらず実現はみられなかった<sup>100)</sup>。

このように非ワッハーブ・システムを維持するヒジャーズ社会は、その後もサウディアラビア国内での立憲制要求を含めた近代化要求運動の中核となつた。1950年代以降、都市知識人を中心とするアラブ民族主義運動、自由主義運動、さらには東部油田地帯における労働運動が活発化したが、こうした運動は非ワッハーブ社会たるヒジャーズ、ハサでとくに活発であった。1950、60年代のアラブ民族主義思想は、サウディアラビア国内で次々に設置された近代教育機関におけるエジプト人、シリア人教師を通じて、あるいはサウディアラビア国軍の指揮・訓練にあたっていたエジプト人軍人を通じて都市知識人に広がつていったが、とくに地理的・歴史的にエジプトと密接な関係を維持していたヒジャーズ社会がこうした近代思想の受容に大きな役割を果たした、といえよう。また東部油田地帯でARAMCO（アラビア・アメリカ石油会社）の現地労働者として雇用されたハサ住民の間でARAMCOの欧米人技術者との待遇格差が問題となり、1953年のARAMCO労働者によるストを招來した。

このような改革要求の高まりに対して、1960年代前半にサウード王政は反体制運動指導者の逮捕やスト弾圧といった強圧的政策をとり、61年に国家治安法を制定した<sup>101)</sup>。このとき改革派知識人の立憲制導入要求に対する懐柔策のひとつが、王族が憲法に代わる統治基本法の制定を約束する、ということ

であった。1960年代からしばしば王族によって約束された法の名称が、あえて憲法という名を避けて統治基本法 (*nizām al-hukm*) となっているのは、前述した「サウディアラビアにはシャリーア以外の憲法は不要である」との認識から来るものである。その後もメッカ事件（1979年）など王政の基盤を揺るがすような事件が発生するたびに同様の改革案が王族から提示されてきたが、それが実現するのは93年、湾岸戦争を経験した後のことである。湾岸戦争は再び改革派勢力による民主化要求圧力を高めることになった。湾岸危機中の請願書提出がその契機となったが、それは主としてヒジャーズの財界、知識人を中心として作成されたものである<sup>⑩</sup>。その結果、1992年3月に統治基本法が制定されることとなったが、その基本法の趣旨は独立後の湾岸首長国（アラビア半島）のパターンを踏襲するもの——すなわち、王権を追認するものとしての統治基本法であった<sup>⑪</sup>。基本法の第5条はアブドゥル＝アジーズの子孫に統治権が存在することを確認し、そのなかで最も統治に適した者に対して忠誠の誓いがなされることを規定している。その意味では、支配層としてのサウジアラビア王族は伝統的・慣習的に認められてきた王権をここにきて初めて制度化する必要に迫られた、と見ることができる。

## 2. 議 会

英國の庇護からの脱却において湾岸諸首長が腐心したのは、前項であげたような首長一族の世襲的継承権の制度化とともに、他の社会集団に対する自律性の維持であった。こうした社会集団による支配層に対する挑戦は、とくにクウェイトやバーレーンにおいては首長と商人一族との対抗関係にあらわれている。商人層のなかには英國商業圏に組み込まれることによって旧来の商業活動の基盤を失って不満を持つ者があったが<sup>⑫</sup>、さらに1930年代末以降石油開発が開始され首長一族が石油利権を独占するようになると、首長は経済面での独立性を強めて商人一族に対する経済的依存を一層低下させた。それに対して1930年代後半にクウェイト、バーレーンなどでは首長一族の政

治的指導力に対する挑戦が見られた。1938年のクウェイトでのマジュリス (majlis) 運動発生の契機は、20年代の不況や真珠産業の衰退などを被った商人一族が、この時期に開始された石油開発を巡って石油産業へのアクセスを強く求めたことによる。このマジュリス運動によって設置されたマジュリスはわずか半年で解散されたが、そこでサバーハー一族への無償労働奉仕 (sukhra) の廃止<sup>⑩</sup>、サバーハー一族の肉屋、漁師からの貢納受領禁止、サバーハー一族の船舶製造などの独占禁止<sup>⑪</sup>などが決定されたことは、首長一族の権力独占に制約を課す結果を生んだ。また同年バフレーンで発生した改革要求運動でも商人一族、労働者層が中心となって、ハリーファー一族支配と英國人顧問に批判を投げかけた。さらに1953～56年に再び中小商人勢力と学生、労働者による反英・民族主義運動が激化し、そのなかで議会開催の要求が掲げられた。首長はこうした議会要求運動に対して、その穩健派に対しては政治組織の公認と労働組合の設置を認めて懷柔しつつ、急進派に対しては親首長部族を治安部隊に起用して弾圧した<sup>⑫</sup>。ドバイでもこうしたマジュリス運動が見られたが、その場合は首長一族に対する商人一族の対抗という形をとらず、支配一族内での対抗関係が中心となった。

こうした商人一族を中心とした政治的支配層への挑戦は、クウェイト、バフレーンでは限定的な制度改革、とくに議会制度の成立を促進する結果を生んだ。まずクウェイトでは議会を通じて商人一族に対抗しうる社会集団を議会に導きいれることで商人一族の政治活動を抑制しようとしたのである。首長はシア派勢力、ベドウィン勢力、進歩派などを商人勢力に拮抗させるために議会を利用したが、その結果これらの議会勢力は政治化してしばしば首長のコントロール不能なまでに活動を活発化させた。首長一族は商人勢力を抑えるために議会勢力と共に闘し、議会勢力が政治化してこれを押さなければならなくなると商人一族と共に闘する、というやり方を繰り返したわけであるが、最終的に国内に共闘可能な勢力が見つかなくなってしまった結果、首長は外国、とくにシア派の台頭に対して米国に共闘相手を見いだした、とクリスタル (Jill Crystal) は指摘する<sup>⑬</sup>。第1回選出 (1963年) の議会で進歩派が多数派

を占めたことは、これまで議会開催要求運動の主体であった商人一族の手から議会勢力が離れていったことを示す。そして次の1967年選挙は、進歩派の台頭を阻止するような形で実施され、親首長勢力としてのベドウィン勢力の抱き込みが図られた。しかしあラブ民族主義グループなどの進歩派やシア派勢力などが首長のコントロールを離れていく度に議会はしばしば首長権限によって解散させられた。とくにスーク・アル＝マナーハ (*Sūq al-Manākh*) 事件の処理を巡って中小の新興商人層を中心とした政府批判勢力が高まるなかで、1985年進歩派が再び議会の主流を占め、批判勢力へのコントロールを失った首長は翌年これを解散、その後憲法も停止されたため議会は再開されることなく機能停止に陥ることとなった。この議会不在に対して1989年末以降85年選出議員を中心として議会再開要求運動が高まり、翌年首長は議会再開の準備機関としての国民評議会の設置を認めたが、議会開催要求派の大半はこれを旧議会からの後退として反発、ボイコットした<sup>45</sup>。

一方バフレーンでは、独立後クウェイト同様議会が設置されたが、左派グループ、アラブ民族主義者が中心となって米軍基地使用などを巡って首長と対立、1975年に解散されたまま議会は停止している。バフレーンの場合、商人勢力や民族主義グループに対して首長が巧妙に親首長勢力を対抗させて議会の過度の政治化を抑制するという、クウェイト議会において見られたような方法がとられず、首長が議会を制御しきれないうちに議会の反政府活動が先鋭化したため、議会はわずか2年間しか機能しなかったと考えることができよう。

このように湾岸諸国においては、首長一族に対抗する商人勢力を制御するものとして議会制度が利用され、1970年代以降反政府勢力の多様化、先鋭化によって機能停止することとなったが、委任統治下のイラクの議会も基本的に類似のパターンをとった。すなわち、1958年以前——いわゆるアンシャン・レジームにおけるイラクの主要な社会集団は地主／部族長、旧オスマントルコ人、商人などであったが、国王および英國はこれらの政治参加を議会を通じて認めるとともに、王政に対する批判勢力に対して部族／地主勢力を中核

とした親英・親王政政党を拮抗させてこれをコントロールしたのである<sup>20</sup>。しかし湾岸諸国において民族主義グループ、労働者などの新興勢力が議会を舞台に政治活動を行ったのに対して、イラクではそれら新興勢力は王政下で公認されず、非公然活動を中心とした。これらの新興勢力、とくに民族主義グループが活動の母体としたのは軍であるが、軍の役割については後述する。

なおイラク議会は1958年に軍が国家機能を独占して以降停止されていたが、21年後フセイン政権において再開された。ここで注目すべき点は、後述するように議会停止期間の軍事政権がその強圧的権力を背景として他の社会集団に対する圧倒的優位を誇っていたのに対して、文民政権たるフセイン (*Saddām Husayn*) 政権が逆に軍や党内の反対勢力を制御する目的で議会を再開し、シア派や都市知識人、テクノクラートなどに限定的政治参加を認めた、ということである。いわばクウェイトにおいて首長一族が商人一族に対する制御を目的として議会勢力を利用したことと、同様の目的をフセイン政権が議会に期待していた、と考えることができよう。とくに党や国家機構において登用比率の低いシア派の取り込みが目的とされ、大選挙区制をとることによって一定のシア派の議員登用が確保された<sup>21</sup>。議会に選出される政治勢力は極力政治化しないようにコントロールされつつ<sup>22</sup>、軍や党の反フセイン勢力に対してフセイン政権の合法的正当性を証明する存在として利用されたのである。

一方サウディアラビアでは、1960年代以降前述したような近代化・改革要求運動のなかで立憲制とともに議会の設立を求める声が高まった。こうした改革要求運動がヒジャーズを中心として展開されたことを考えると、クウェイト、バフレーンにおいて見られるような商人層の政治的支配層に対する政治参加要求と同様の、ヒジャーズ商人による政治参加要求をそこに見ることができる。しかしサウディアラビアにおいてクウェイト、バフレーンと異なっていたのは、商人一族に対する王族の勢力がクウェイトなどの首長一族と違って圧倒的な優位にあったということであった。サウード王族が財政的にヒジャーズの交易収入、巡礼収入に依存したのは基本的にヒジャーズ併合の

1926年以降のことであり、19世紀以降恒常に商人一族に依存してきた湾岸首長一族とは依存の程度が違っている。クウェイトやバフレーンで商人一族が議会開催要求の中心的役割を果たし一定の政治参加を実現したのに対して、サウディアラビアにおいては、それらの要求はたびたび王族に改革を約束させる圧力にはなったものの、アラブ民族主義運動の高まりやメッカ事件などの王族支配への挑戦が高まった際に、一時しのぎ的に改革派に譲歩姿勢を見せるのみにとどまった。そして統治基本法の制定と同様、湾岸戦争後によく限定的な形で諮問委員会（majlis al-shūra）の成立を見たが、それは勅撰委員よりなる組織にすぎず、サウード王政は基本的に国民の政治参加が、伝統的な部族式民主主義——部族長会議や国王への直訴システムによってすでに実現されている、との認識を堅持しているものと考えられる。

### 3. 行政機構

湾岸首長国における行政機構の設置は、その主要なものは独立に先行して行われたが、そこには首長一族の支配を行政機構を通じて固定化する目的が見られる。無論なかには、英國が統治上の混乱を避けるために、首長の私的支配から国家機関を切り離す目的で制度化が進められた機関もあり、バフレーンでシーア派住民が不公正税制を不満として暴動を起こしたこと为契机として、英國が税務局、裁判所を設置して首長一族の恣意的徴税や裁判を制御したこと（1923年）などは、その一例である。しかし主要な行政機構においてはそのトップのポストを首長一族が独占する形がとられており、なかでも首相職は多くの首長国で首長一族の有力者が占めることが一般的である。クウェイトでは次期首長継承者が首相職に着くことが慣行化されているが、その他の国でもカタルでは首長自らが、バフレーンでは首長の兄弟が首相職を占めている。またいざれの国においても首長一族が閣僚ポストに占める率は高く、富塚氏によれば、1983年時点でのその比率はバフレーン、カタルで69%、クウェイトで43%、UAE 26%となっている<sup>40</sup>。この比率は独立直後か

ら比べると近年低下しており、たとえばクウェイトでは1962年にムバーラクの子孫が閣僚の5分の4を占めていたのに対して、89年には4分の1以下となっている。しかし主要ポストのみ見れば、首相、内相、国防相、外相はサウディアラビアを含めたすべてのGCC諸国で支配一族によって占められていることがわかる。このように湾岸首長国においては、英國庇護下で固定された支配層が独立国家において国家統治者としての地位を確保できるよう、法的・制度的整備が進められた。こうした行政機構の首長一族による支配は民主化要求運動において批判の対象となっており、クウェイトでは次期首長継承者が首相職を占める慣行をいかに改革するかが、民主化要求派の争点になっている<sup>⑩</sup>。

サウディアラビアでは、1.で述べたとおり、少なくともアブドゥル＝アジーズ統治下においては独立後も王族を中心とした伝統的支配が維持されてきた。そこでの政策決定は現在も政策決定の中核を占めると言われる長老 (ahl al-hal wal-'aqd) 会議、王族会議、部族長会議などによって行われてきた<sup>⑪</sup>。そのサウディアラビアにおいて近代的支配装置の布置が見られるのはアブドゥル＝アジーズの死後であり、その意味では初代国王のカリスマ的権威の喪失に伴い国家機構設置による支配関係の恒久化の必要性が生じた、と考えられる。1931年の段階ですでに閣僚会議設置に関する勅令が発出されながらも、アブドゥル＝アジーズの生前に設置された行政組織は外務省、大蔵省、国防省のみであり、その他主要な省庁が設置されて第1回閣僚会議が開催されたのは54年、アブドゥル＝アジーズ死去から1年を経たのちのことであった。また大蔵省、国防省が設置されながらも財政面では1950年代末まで王家財政と国家財政の区分が明確にされないままであったし、治安・国防もその基本は伝統的な部族買収政策と主要一族との婚姻関係の樹立に置かれていた<sup>⑫</sup>。

しかしサウード国王の内外政策の混乱を受けて実権を掌握したファイサルのもとで、行政機構の整備、省庁の増設が進められ、とりわけ反政府活動激化に対応するため情報管理分野での整備が進んだ<sup>⑬</sup>。閣僚ポストは1970年まで他の湾岸首長国同様その過半数が王族によって占められていたが、ファイ

サル治世下で省庁が増設されたこととファイサルが非王族の閣僚就任を推進したことから、70年代後半以降王族は要職独占には変わりがないものの、閣僚ポストにおける王族の比率は3分の1前後と低下している<sup>34</sup>。こうした非王族の閣僚ポストへの参加において重要な点は、そこで登用される非王族の多くが伝統的に王族と忠誠関係を維持してきたシャイフ家 (Al-Shaykh)などの有力一族だということである。すなわち、サウディアラビアにおいて行政機構の整備は主要国家機関の王族による掌握を目的とすると同時に、その閣僚配分によってサウード一族の他部族との伝統的忠誠関係を固定化したものである、と考えることができよう<sup>35</sup>。なお1992年制定の統治基本法では、湾岸首長国で見られたように、国王が首相職を占めることが法制化されている。

ところで、サウディアラビアにおける行政機構の整備過程で注目すべき点は、サウード王族とウラマー ('ulamā') 勢力との関係の変容である。前述したように、サウード王族支配の根幹にはサウード王族のワッハーブ運動の指導者としての側面があるが、サウディアラビア国家成立以降王族としての統治側面が強化されるなかで、ワッハーブ・ウラマーの権限は徐々に制限されていった。王国建設において主要な役割を果たしたイフワーン軍団は、1929年のシビラ (Sibila) の戦い以降むしろ解体の対象となり、ムハンマド・アブドゥルニワッハーブの子孫であるシャイフ家を代表とするウラマーの役割は、徐々に国家機関の一部に組み込まれていった。1903年にワッハーブ派の原則を監視・指導するために設立された勸善懲惡委員会は、30年代には警察の管轄下に置かれてその逮捕権を剝奪され、また69年に大ムフティー (muftī) が死去した後は法務省が設置されて、一部を除いて司法管理が国家の手に委ねられた<sup>36</sup>。これらの事例に見られるように、サウード王政はウラマー勢力を国家機構のもとに組み入れることによって、これを王族支配に従属するものに位置づけようとしてきたといえよう。前述したシャイフ一族に対する閣僚ポストの配分もこうした試みの一環である。しかしこうしたウラマーの役割の国家機構への移管に伴うウラマー権限の低下は、伝統的に王族の同盟者であったウラマーの反発を招いた。サウディアラビアにおいてワッハーブ派イ

スラームに正統性を求めることが完全に放棄されていない以上、こうした反発に対してサウード王政は1970年代後半以降、ウラマー給与の引き上げやモスク増設、勸善懲惡委員会の権限強化などといった保守派ウラマへの譲歩を余儀なくされている。またメッカ事件に見られるような、王族の宗教的正統性を脅かす政治的ウラマーからの体制批判も激しくなっている。

一方王政下のイラクにおいて、湾岸首長諸国やサウディアラビアと決定的に異なっていたのは、その王族の規模が後者の国々に比較して圧倒的に少なかったことである。そのことは王族による行政機構の独占を不可能にし、むしろ閣僚職は王族外の有力社会諸集団、主に旧オスマン軍人や商人層、地主／部族長によって占められた。その結果、閣僚ポストを巡って各社会集団が対立を繰り返し、それらの諸勢力の取り込みと懷柔を目的とした頻繁な内閣改造が行われた。このようにイラクでは、閣僚登用が議会同様に社会諸集団間の勢力均衡維持のために利用されたが、そうした傾向は革命政権、とくにバアス（*Ḥizb al-Ba'th*）政権後期においても見られる。バアス党幹部が宗派的にアラブ・スンナ派に偏っていたということもあって、1968年成立のバアス政権下の閣僚構成は初期においてはスンナ派比率が高かった。こうした権力中枢の宗派的偏向を糊塗する目的もあって、むしろフセイン政権（1979年～）においては宗派的・民族的均衡を意識した閣僚登用がなされている<sup>(3)</sup>。とくに湾岸戦争以降のシア派首相の登用（ハンマーディ [Sa'dūn Hammādī]、およびズベイディ [Muhammad al-Zubaydī]）は、戦争直後にシア派住民の間に発生した反体制暴動への配慮を意識したものであり、王政末期にシア派貧困層の支持を背景として勢力を拡大した共産党を意識してシア派首相（ジャブル [Sāliḥ Jabr] 政権、1947-48年）が登用された事例と同様のメカニズムが働いたもの、と考えられる。しかしこうした外見的な宗派・民族バランスの一方で、フセイン政権は自らの親族集団の国防、治安組織における要職独占を進めた。その傾向は1980年代後半に一層強化され、とくに国防相、工業相、内相職の親族支配がほぼ固定化されるようになっている<sup>(3)</sup>。

フセイン政権において注目すべき点は、軍事政権下で軍、初期バアス政権

下で党に独占された国家機構を再び党から切り離して、親族集団やフセイン側近の登用の窓口としてこれを利用した点である。1970年代後半にバアス政権は国家最高機関である RCC (Revolutionary Command Council, 革命指導評議会) と党最高機関である RC (Regional Command, 党地域指導部) を一致させ、そして閣僚構成も実質的にこれに一致させたが<sup>(39)</sup>、82年以降フセイン政権は徐々にこれらを切り離し、RCC を名目的な存在に追いやって閣僚には党幹部よりむしろ政治色の薄いテクノクラートを起用した。こうしたなかで形式的な党ヒエラルキーを維持しつつ党组织から分離された国家機構の中核をフセイン親族が掌握するという、個人の親族支配に基づく独裁体制に変容していった。それによってフセインは軍を含めた対抗勢力からの挑戦を阻止し、他の社会集団に対する圧倒的優位を確立することに成功した、といえよう。

#### 4. 軍

イラクにおいて英國の支配はファイサル・ハーシム王族支配を生み出したものの、それがイラク地域に基盤を持たない外来王族であったことと、湾岸諸首長国やサウディアラビアのように母体の大きい支配一族ではなかったことから、英國支配下での王族支配の固定化は不十分なものであった。そのため、社会基盤を持たない王族支配を安定させるためにそれを支える軍事装置が必要となり、英國は正規軍の整備、拡充を急いだ。英國は1921年にカイロの英植民地省中東担当者会議で「イラク國軍を1万5000人に増強するための緊急措置が必要であり……それによって（イラク駐留の）大英帝国軍を軽減する」旨の決定を行った<sup>(40)</sup>。当初地方部族集団の保有する武器、戦闘員の数に比較すれば圧倒的に微弱な組織であった國軍は、王立士官学校や軍事大学の設立や國軍兵士給与の引き上げなどの措置を通じて、1921年時点では3500人の兵員が32年には1万2000人に増大した<sup>(41)</sup>。その結果軍は、初期王政における部族長／地主や商人、ウラマーなどの対抗勢力、とくに地方部族集団に対する支配強化において、重要な役割を果たした。1935-36年に発生した中部ユ

ーフラテス流域での部族およびウラマーの反政府暴動が王立軍によって鎮圧されたことはその一例である。

しかしこうした急速な軍の拡充とその役割の増大は軍の政治への介入を招来し、軍内部に王政に対する新たな挑戦要因を生み出すこととなった。1936年のバクル・スィドキ (Bakr Șidqî) のクーデター、41年ラシード・アリー (Rashid 'Ali) のクーデターと王政末期に続いた軍による政権奪取の試みは、58年のアブドゥル＝カリーム・カーセム ('Abd al-Karîm al-Qâsim) のクーデターによって王政の転覆をもたらすに至る。この1958年クーデターにおいて注目すべき点は、それを担った若年将校が王政のもとでの議会、政党活動に活動の舞台を見いだせない社会の下層レベルから台頭してきたことである<sup>42)</sup>。王政期における議会は、前述したようにいわゆるアンシャン・レジームのもとでの社会諸集団の調整機能は果たしたもの、1940、50年代に新興勢力として台頭しつつあった労働者、下級軍人（とくにナースィル型のアラブ民族主義を信奉する）などの政治参加を許す場にはなっていなかった。こうしたアンシャン・レジーム下で合法的政治参加手段を持たない共産党とアラブ民族主義軍人は、それぞれ王政末期に活動を活発化させ、その結果1958年の王政転覆クーデターは具体的には後者の軍人からなる自由将校団が引き金となり、それを共産党が組織するさまざまな大衆運動が支えた「革命」となったのである。しかしその後、共産党とアラブ民族主義軍人はしばらくの間両者間で権力闘争を繰り広げ、最終的にはカーセムによる個人独裁が成立した。それに続くアーレフ ('Abd al-Salâm al-'Ārif) 政権 (1963年成立)、初期バアス政権 (68年成立) も基本的に軍勢力を背景とし、58年からバアス政権初期まで軍事政権が続いたのである<sup>43)</sup>。またこうした軍事政権のもとで、それぞれの内容は異なるものの社会主義経済政策が採用されたことは、旧体制を支えてきた地主や商人層を弱体化させ、経済面でも軍／国家の民間諸勢力からの自立化、優位化を進める結果を生んだ。国有化政策は国内主要産業の大半に適用されて、1970年代前半までに石油を含めた基幹産業の国有化が実行され、軍／国家は経済的にも独立した権力を得ることになった。

こうしたイラクでの経験は、湾岸首長諸国やサウディアラビアには教訓として映った。すなわち湾岸首長国やサウディアラビアにおける支配装置の確立過程で、国軍の増強があえてなされなかつたのは、イラクにおいてアラブ民族主義運動が軍を基盤にして勢力を拡大したこと、そして王族・支配層に対する対抗勢力として軍が機能したというパターンを見たからである。実際1950年代末から60年代前半におけるサウディアラビアでの王政転覆活動の多くがサウディ軍内で発生したため、この時期サウディアラビアにおける国軍予算の伸びは抑制されている<sup>44</sup>。国内治安維持のために最小限の暴力装置を必要とする場合には、これらの王／首長制諸国は正規軍よりもむしろ支配層と忠誠関係で結ばれた部族の武力を利用し、とくにサウディアラビアにおいては国家警備隊がそうした性格をもって起用された。バフレーンにおいても、1950年代の民族主義運動、労働運動の高まりに対して鎮圧に利用されたのが親首長の部族勢力だったことが想起される。

ところで、イラクにおいて1968年に成立したバアス政権は基本的にバアス党の一党独裁体制であったが、成立当初のそれは党、国家要職の大半を軍人が占める軍事政権であった。バアス党は1960年代に地縁関係、とりわけアル＝バクル（Ahmad Hasan al-Bakr）を中心とするティクリート（Tikrit）出身者を機軸として軍内への影響力を浸透させた結果、党幹部が軍人によって占められるようになったのである<sup>45</sup>。しかしバアス政権は党による軍の制御をその基本とし、とくに70年代半ば以降フセインを中心とする党内の文民派閥の台頭の過程で党および国家中枢から軍勢力は放逐されていった。その際フセインが軍に対する対抗勢力として利用してきたのがもうひとつの強圧的権力を持つ支配装置、すなわち治安組織である<sup>46</sup>。当初は党内治安組織を利用して党内派閥対立のなかで自らの基盤を確立し、後にこうした治安組織を治安警察、諜報組織などの国家機構の中に位置づけ、それらに軍に準ずる物理的強制力を付与することによって、軍を監視下に置くことに成功した。そしてその治安権力を掌握する過程でフセインが依拠したのは、自らの親族集団、地縁集団であり、1970年代後半以降、フセインの親族集団の国防、治安組織

における要職ポスト就任が顕著になっていった。すなわちフセイン政権は物理的強制力を持つ治安組織と主要な国家機構をフセイン親族が独占することによって、軍を党や国家機構から排除して支配的地位を確立した、と考えることができる。

### おわりに——支配補強のための疑似部族性

以上、湾岸諸国においてそれぞれの支配層が国家統治機構を利用して自らの権力を維持してきた経緯を、制度面での変革という点に限定して比較考察してきた。ところで、湾岸産油国における支配層の他の社会集団に対する自律性の確立という点については、1970年代後半以降の各国における石油収入の増大と、その石油収入を国家、すなわち支配層が独占的に保有していた、ということが大きく影響していることは疑いない。湾岸の石油開発が開始された1930年代に、その石油利権交渉が産油国政府とではなく首長との間で行われたことが、首長一族による石油資源の独占の発端であった。また王政転覆後のイラクにおいても、石油が国有化されることによって国家機構を支配するもの——すなわち、バアス党あるいはフセイン親族集団が実質的に石油資源を独占することとなったのである。石油資源を独占する支配層は、経済的に商人、民間資本家などの他の社会集団への依存から脱却することができた。また石油収入に基づく国家開発事業の大規模化の過程で、対抗勢力たる商人層に対してはコントラクターとしての新たな経済活動の場を与え、国民一般に対しては福祉、教育、医療制度などを充実することによって、これらの支配層に対する不満を和らげる効果を生んだ。こうした石油収入に依存しその分配によって統治を行う国家に関しては、いわゆる「レンティア（rentier）国家」としての位置づけがなされている。この「レンティア国家」の議論については、本書序章を参照されたい。

レンティア国家論が、湾岸諸国における支配層の石油収入を利用した經濟

面での権力強化に着目しているのに対して、最後に支配層のイデオロギー操作の側面を重視した議論に注目しておきたい。それは、以上のような国家機構を通じた湾岸における支配権力の固定化を論じるうえで「統治術」(state-craft) に着目したディビス (Eric Davis) の議論である<sup>44)</sup>。ディビスは、こうした湾岸諸国において過度に国家の能力を重視することは特定階級による社会に対する支配の現状にイデオロギー的煙幕をかぶせることである、と警告しつつ、国家機構が支配層による社会動員の手段として利用されている点を強調する。

そこで彼は「統治術」に着目するが、彼の言う「統治術」とは「国家がその権力と権威を高めるための過程ないしメカニズム」であり、「言いかえれば政治エリートや支配階級が国家形成を促進するための技術」である。彼はこうした治世術を各支配階級による文化政策、とくに「歴史の書換え」による新たな国民アイデンティティーの創成のなかに見いだす。クウェイトにおける真珠採取や船舶製造などの伝統的産業にまつわるフォークロアの採集、イラクにおけるメソポタミア文明の見直しなどといった文化政策などがそれにあたるが、そこで重要なことは、国民アイデンティティーの創成において疑似部族的紐帯が利用されている点である。支配一族を国家の家長的存在と捉え、国民を疑似部族的なフレームワークの中に再構築することにその文化政策の主眼があり、部族的価値観を国家的価値観に移行させることを目的としている。

そして留意すべきことは、その部族的価値観がかつての伝統的部族意識をそのまま再現するものではなく、支配一族の権力を確認・補強するような形で改編されている点である。そのことは、一旦部族的紐帯の解体を促進しながら再び親族支配の性格を強めているイラクのフセイン政権において顕著である。アンシャン・レジームの支配の一端を担う部族勢力の解体を進めてきたイラクの革命政権は、フセイン政権に至って再び親族紐帯を支配の中核に据え、フセイン親族集団およびその地縁集団たるティクリーティ闇は、一種の疑似部族的な存在に変貌した。フセイン大統領を国家の「父」と位置づけ、

国民をそれとの恩恵・庇護関係のなかに位置づけるにおいて、社会諸集団はフセインに対する「忠誠」を集團的に表明することを求められている。こうした疑似部族関係に基づく新たな支配の有りようは、最近ではティクリート地縁集團に対する他の部族集團、たとえばジュブーリ (Jubūrī) 一族などの対抗関係の反体制活動への転化といった形で現れており、そうした対立においては同害報復 (サアル, tha'ar) 傷行の復活すら見られる<sup>(48)</sup>。

こうした「歴史の書換え」に関する議論は、国家の制度的役割を強調する傾向に対する反論、ないし補強的議論として、近年とくにイラクを対象として多く展開されてきている<sup>(49)</sup>。ここでは紙幅の関係もあり、十分に取り上げることができないが、これまで見えてきたような制度面における比較考察においても、ディビスの指摘する「疑似部族的なフレームワーク」がその支配層の政策の根幹に存在することを見てとれるだろう。すなわち、この疑似部族支配的な「統治術」は、国家統治装置を利用しつつ支配の浸透を図るという統治政策と相互補完的な形をとりつつ、湾岸産油国の支配層の権力維持を支える役割を果たしているのであり、湾岸産油国における支配層と国家の関係は、体制の相違を越えて一種の共通した統治パターンを生み出しつつある、と考えられる。

[注]-

- (1) Khaldoun Hasan Naqeeb, *Society and State in the Gulf and Arab Peninsula : a Different Perspective*. London: Centre for Arab Unity Studies, 1990, p.59.
  - (2) Tala Toufic Farah, *Protection and Politics in Bahrain, 1869-1915*. Beirut: American University of Beirut, 1985, pp.34-35.
  - (3) 高橋和夫「バフレーン人の誕生」(酒井啓子編『国家・部族・アイデンティティー』アジア経済研究所 1993年 192-195ページ。
  - (4) Rosemarie Said Zahlan, *The Making of the Modern Gulf States : Kuwait, Bahrain, Qatar, the United Arab Emirates and Oman*. London: Unwin Hyman, 1989, p.87.
  - (5) ibid., p.20.
  - (6) Jacqueline S. Ismael, *Kuwait : Dependency and Class in a Rentier State*. Gainesville: University Press of Florida, 1993, pp.47-49.

- (7) Naqeeb, *Society and State...*, pp.62-63. なお英國の金錢的援助を得る以前に首長一族が独自の財源を全く有していなかったわけではない。クウェイトで、オスマン帝国従属期に得たファオ (Fāw) の不動産がサバーハ首長一族の独自の財源となったことは、英國庇護下に入る以前の首長一族にとってその自律的支配を確保する大きな契機となった。Ismael, *Kuwait...*, p.45.
- (8) Christine Moss Helms, *The Cohesion of Saudi Arabia : Evolution of Political Identity*. Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp.102-109.
- (9) ibid., p.117/Jacob Goldberg, *The Foreign Policy of Saudi Arabia : the Formative Years, 1902-1918*, Cambridge: Harvard University Press, 1986, p.108.
- (10) ワッハーブ運動の対外拡張を担う存在であったイフワーン軍団の活動は、英國支配下に入ったイラク南部をそれが射程に入れた段階で、英國による圧力を受けた。英國はアブドゥルニアジーズに国境制定を求め、アブドゥルニアジーズがそれを受け入れてイフワーンの対イラク進出を制御したことから、サウード一族とイフワーンの間に齟齬が生じて前者による後者の武力による打破に至った。このことは、サウード一族がワッハーブ運動の宗教的指導者としての性質を薄めさせることとなっている (Helms, *The Cohesion of Saudi Arabia...*, pp.253-259)。
- (11) 英国の第一次大戦における対イラク政策の自己矛盾については、渡辺正志「イラクにおけるイギリス委任統治体制の成立」(『高岡法学』第3巻第1号および第2号 1992年) 参照。
- (12) 第一次大戦中英國によるアジル・ヤワール ('Ajil al-Yawār) のシャンマル首長としての権威承認、その後の英國による諸部族長へ地位承認と引き換えにした地方治安維持などの政策が見られる。John Frederick Williamson, "A Political History of the Shammar Jabra: Tribe of al-Jazirah, 1800-1958," unpublished Ph. D. thesis, Indiana University 1975, pp.140-147, 153.
- (13) 酒井啓子「湾岸深奥小史」(『現代の中東』第16号 アジア経済研究所 1994年) 参照。またムンタフィク部族への英國の関心は第一次大戦中にも存在し、T・E・ロレンスなどを中心として主張されたイラク方面でのアラブ反乱扇動案の中で、当時のアラブ分離運動の中心人物であったターリブ・ナキーブよりもムンタフィクとの関係の深いアフマド・アッサニウ (Ahmad al-Šāni') を指導者として起用する、との計画があった。'Ali al-Wardi, *Lamahāt Ijtīmā'iya min Tā'rīkh al-'Irāq al-Hadīth* [イラク現代史の社会的側面]. Vol. 4, Baghdad: Maṭba'a al-Sha'b, 1974, pp.273-274.
- (14) Roger Owen, *The Middle East in the World Economy*. London: Methuen, 1981, pp.184-187, 283-285.
- (15) Zahlan, *The Making of the Modern Gulf States...*, pp.72-73.
- (16) 中東協力センター『サウディアラビアの統治機構』Part II 中東協力センター 1983年 74-76ページ。
- (17) ここで不敬罪が規定されたことは、逆に言えば王権の不可侵性を改めて法制化しな

- ければならなかつた状況が存在した、ということを意味しよう。Mordechai Abir, *Saudi Arabia : Government, Society and the Gulf Crisis*. London: Routledge, 1993, p.41.
- (18) 中東協力センター『湾岸戦争後のアラビア湾岸情勢』中東協力センター 1993年 67ページ。
- (19) 小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂 1994年 281-292ページ。
- (20) ムバーラクによるバスラ商人の追放や真珠商人に対する課税などは、クウェイトの一部の商人の不満を釀成した。こうしたクウェイトでの商人一族の首長一族に対する不満は、石油開発以前の1921年の段階でも商人一族による新首長承認に際しての条件付与、といった行動に現れている。Ismael, *Kuwait...*, pp.57-58/Zahlan, *The Making of the Modern Gulf States...*, pp.26-27.
- (21) Zahlan, *The Making of the Modern Gulf States...*, p.29.
- (22) Jill Crystal, *Oil and Politics in the Gulf : Rulers and Merchants in Kuwait and Qatar*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990, p.49.
- (23) Fred H. Lawson, *Bahrain : the Modernization of Autocracy*. Boulder: Westview Press, 1989, pp.62-67.
- (24) Crystal, *Oil and Politics...*, pp.83-84.
- (25) 旧議員の国民評議会に対する反発の主たる論点は、民選議員50人に対して官選議員が25人と憲法規定の16人を越えている、ということであった。
- (26) 部族長勢力を基盤とした進歩党 (Hizb al-Taqaddum, 25年設立) や改革党 (Hizb al-Islāh, 49年設立), 大土地所有者層を基盤とした立憲統一党 (Hizb al-Ittihād al-Dustūrī, 49年設立) がこうした親政府政党として利用された。‘Abd al-Razzāq Muhammad Aswad, *Mawsū'a al-'Irāq al-Siyāsiya : al-Jam'iyyāt wa al-Ahzāb al-Siyāsiya* [イラク政治辞典——政治結社と政党]. Bayrut: al-Dār al-'Arabiya li-l-Mawsū'at, 1989, pp.118-120, 249-250, 259-262.
- (27) バラムによれば、1980年選挙の当選議員の40%がシーア派であり、これは同じくバラムが算出した79年～82年の党幹部や閣僚におけるシーア派比率（それぞれ20～40%, 25%）に比較して多い。Amazia Baram, “The June 1980 Elections to the National Assembly in Iraq: An Experiment in Controlled Democracy,” *Orient*. September 1981, pp.391-412/idem, “The Ruling Political Elite in Ba'thi Iraq, 1928-1986: the Changing Features of a Collective Profile,” *International Journal of Middle East Studies*. No.21, 1989.
- (28) 1990年に発表された新憲法草案には「宗派主義、分離主義を主張する政党の禁止」といった条項が盛られているが、これはダアワ党 (Hizb al-Da'wa) やKDP (Kurdistan Democratic Party), PUK (Patriotic Union of Kurdistan) といったすでに政治化されている組織を排除するための条項である。*Baghdad Observer*. 30 July, 1990.

- (29) 中東協力センター『サウディアラビアの統治機構』Part II 18,25ページ。
- (30) Ahmad Abdul Razzaq Shikara, "Democratization in the Gulf" (アジア経済研究所主催「中東ワークショップ」(1994年1月23日-26日)に提出された未公刊論文) 1994, p. 7.
- (31) 中東協力センター『サウディアラビアの統治機構』Part I 中東協力センター 1982年 13-32ページ。
- (32) 各行政機構の設置過程とこの時期の財政の公私混同問題については、Ayman al-Yassini, *Religion and State in the Kingdom of Saudi Arabia*. Boulder: Westview Press, 1985, pp.65-67参照。また初期サウディアラビア国防政策については、Nadav Safran, *Saudi Arabia: the Ceaseless Quest for Security*. Cambridge: Harvard University Press, 1985, pp.55-61参照。
- (33) 1954年の放送・報道・出版局の設置、62年の検閲制度導入、情報局の設置、ジャーナリズムへのライセンス制導入などがこうした措置にあたる。Abir, *Saudi Arabia...*, pp.42-43.
- (34) 中東協力センター『サウディアラビアの統治機構』Part II 18,25ページ。
- (35) 富塚俊夫「ナショナル・アイデンティティーとしての部族意識」(酒井編 前掲書 71-72ページ)。
- (36) al-Yassini, *Religion and State...*, pp.67-72.
- (37) Amazia Baram, "The Ruling Political Elite in Ba'thi Iraq 1968-1986," *International Journal of Middle Eastern Studies*. No.21, 1989, pp.447-493.
- (38) 酒井啓子「イラク・バアス党政権の変容 一党独裁から個人独裁へ」(清水学編『アラブ社会主義の危機と変容』アジア経済研究所 1993年) 107-137ページ。
- (39) 1977年憲法改正による。酒井 同上論文 114ページ。
- (40) Mohammad A. Tarbush, *The Role of the Military in Politics: a Case Study of Iraq to 1941*. London: Kegan Paul International, 1982, p.77
- (41) Reeva Simon, *Iraq Between the Two World Wars: the Creation and Implementation of a Nationalist Ideology*. New York: Columbia University Press, 1986, p. 116.
- (42) 1958年クーデターを準備した自由将校団の最高評議会メンバーの多くが中・下層階級出身の若手軍人であり、旧オスマン軍人言うところの「陥落の子供たち」——すなわち英國のイラク支配後に育った世代であった。Hanna Batatu, *The Old Social Classes and the Revolutionary Movements of Iraq*. New Jersey: Princeton University Press, 1978, p.788
- (43) 唯一アーレフ政権下で文民バッザーズ ('Abd al-Rahman al-Bazzāz) が首相に起用されて議会の再開を企図するなど、短期間ではあるが軍から離れた文民による国家機構の復活を試みた。
- (44) Safran, *Saudi Arabia...*, pp.103-104.

- (45) Batatu, *The Old Social Classes...*, pp.1079-1093.
- (46) フセイン政権の治安組織利用については, Samir al-Khalil, *Republic of Fear : the Politics of Modern Iraq*. Los Angeles: University of California Press, 1989参照。
- (47) Eric Davis, "Theorizing Statecraft and Social Change in Arab Oil-Producing Countries," Eric Davis and Nicolas Gavrielides eds., *Statecraft in the Middle East : Oil, Historical Memory, and Popular Culture*. Miami: Florida International University Press, 1991, pp. 7-17.
- (48) 湾岸戦争後, フセインが最も信頼するとされる精銳部隊の共和国防衛隊のなかでティクリート集団とジュブーリー族が対立抗争を激化させているが, こうした事態は1993年8月にジュブーリー族のハミード・アルワーン (Hamid al-'Alwān) 元チュニア大使の亡命事件にまで発展している。*Sharq al-Awsat*. 25 September 1992/FBIS, *Daily Report*, 24 August 1993.
- (49) 先に挙げたディビスの議論に先行して, アマツェア・バラムは70年代のバアス政権におけるメソポタミア文明の再評価と, パン・アラビズムから一国史重視への文化政策の変容を議論した論文を発表している。これに関しては, Amazia Baram, "Mesopotamian Identity in Ba'thi Iraq." *Middle Eastern Studies*. Vol.19, No. 4, Oct.1983/ *idem, Culture, History, and Ideology in the Formation of Ba'thi Iraq, 1969-89*, New York: St. Martin's Press, 1991/酒井啓子「現代イラクの社会意識」(加納弘勝編『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所 1991年) を参照のこと。またこれらに類似する最近の研究として, 郵便切手の図柄を例に取り上げてサダメ・フセインのイメージ操作と伝統の創成を論じた論文がある。Donald M. Reid, "The Postage Stamp: a Window on Saddam Hussein's Iraq," *Middle East Journal*. Vol. 47, No. 1, Winter 1993.